

財政指標の推移

豊前市の財政に弾力性があるかどうか、借金の占める割合が高いか低いか、財政状況が裕福かどうかなどを判断する3つの指標について解説します。

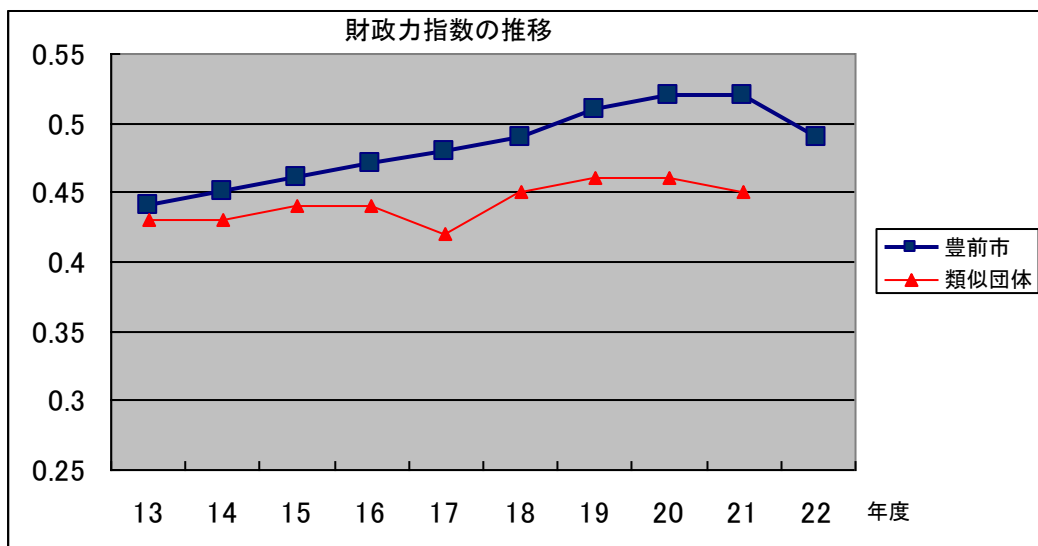
1. 財政力指数

財政力指数は、財政運営の自主性の大きさを表す指数です。1に近いほど財政力が強いことを表しています。逆に、小さいほど市税の収入は低く、普通交付税への依存度が高くなります。

財政運営をするのに必要となる一般財源のうち、自前で調達できる市税などがどのくらい確保できるかという割合を理論的に求めたもので、1を下回れば、自主財源(市税など)だけでは財政運営ができない状態であり、地方交付税が交付されます。逆に、1以上になると、自立して自主的に財政運営ができることになるので、地方交付税が交付されない、いわゆる「不交付団体」となります。

平成16年度から平成18年度における第1期の三位一体の改革に伴う地方への税源移譲により、全国的に高くなる傾向にありました。税収の落ち込みや人口減少、公債費算入額の減などにより、財政力指数は横ばいから下落に転じました。

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21
豊前市	0.44	0.45	0.46	0.47	0.48	0.49	0.51	0.52	0.52	0.49
類似団体	0.43	0.43	0.44	0.44	0.42	0.45	0.46	0.46	0.45	



2. 経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性、つまり自由に使えるお金が多いか少ないかを測定する指標です。

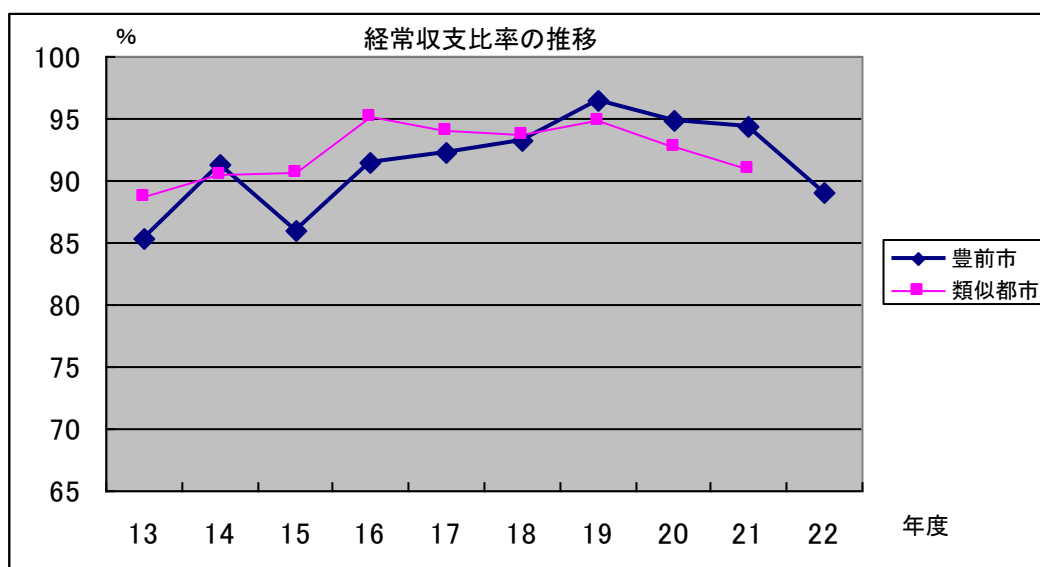
人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費(義務的経費)に、市税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたものであり、**80%**を超える場合は財政構造の弾力性を欠いているとされてきました。地方財政全体が悪化している今日では、大部分の市町村が**90%**の危険ラインを超えている状態です。

この比率が**100%**を超えると、恒常的に必要な経費が収入でまかなえていない状態になっていることを示します。豊前市では、経常経費の見直し、施設の統廃合、人件費の抑制など、行財政改革の推進により、この比率が上がるのを抑える努力をしてきました。また、平成22年度決算においては、人件費の大幅な削減や地方交付税の増額により、5.2ポイント改善して89.1%になりました。

引き続き行財政改革への取り組みを進め、財政の健全化を図ってまいります。

(単位: %)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
豊前市	85.3	91.3	86.0	91.4	92.2	93.3	96.4	94.9	94.3	89.1
類似団体	88.7	90.5	90.6	95.2	94.1	93.7	94.8	92.8	90.9	



下記の表でわかるように、歳入で経常一般財源総額が減少する中、歳出では生活保護費や児童措置費などの扶助費、また後期高齢者医療事業会計への繰出、公共下水道事業が公営企業会計に移ったことにより補助費等などが増加傾向にあります。

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	類似団体 (平21)
人件費	25.9%	25.2%	26.8%	25.2%	26.0%	22.1%	26.2%
物件費	10.6%	10.1%	11.0%	11.1%	10.7%	11.1%	11.5%
維持補修費	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	1.1%	1.1%
扶助費	9.5%	10.7%	10.1%	10.3%	10.5%	10.7%	7.2%
補助費等	15.2%	14.7%	15.8%	17.5%	17.4%	16.5%	11.1%
公債費	19.1%	18.4%	18.9%	19.1%	18.1%	16.8%	21.6%
繰出金	11.6%	13.3%	13.3%	11.1%	11.0%	10.8%	12.2%
計(a)/(b)=経常収支比率	92.2%	93.3%	96.4%	94.9%	94.3%	89.1%	90.9%
経常経費充当一般財源 (a)	6,488	6,625	6,563	6,500	6,630	6,621	
経常一般財源総額(b)	7,039	7,098	6,806	6,847	7,033	7,434	

※表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所があります。

※類似団体

全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。各団体が態様の類似している団体における財政の実態を把握し、それをもっとも身近な尺度として利用することは、自らの財政運営の問題の所在を明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するにあたって有効であると言われています。

3. 財政健全化比率

平成19年6月に、財政再建団体に関する制度を定める法律に代わり、新たに地方公共団体健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）が交付されました（平成21年4月から完全施行）。

新たな法律により、自治体は、4つの指標を公表することが義務付けられました。今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

- ① **実質赤字比率**…普通会計の赤字額が標準的な収入額に占める割合
- ② **連結実質赤字比率**…全会計の赤字額が標準的な収入額に占める割合
- ③ **実質公債費比率**…借入金の返済に使ったお金が年間の標準的な収入額に占める割合
- ④ **将来負担比率**…将来にわたり普通会計が負担すべき債務が年間の標準的な収入に占める割合

（単位：％）

財政指標名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	類団 (H21)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率			—	—	—	—		14.07	20.00
連結実質赤字比率			—	—	—	—		19.07	35.00
実質公債費比率	14.7	15.2	15.1	15.2	14.7	14.1	15.7	25.00	35.00
将来負担比率			138.0	130.3	117.3	99.4	123.1	350.0	—

※ 早期健全化(団体)……財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

※ 財政再生(団体)……財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債が出来なくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

○実質赤字比率…黒字のため「—」表示となっています。

○連結実質赤字比率…黒字のため「—」表示となっています。

○実質公債費比率…従来の起債制限比率に反映されていなかった公営企業会計の公債費への繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

18%以上の団体…地方債協議制度移行後においても、地方債の発行に許可が必要となる。

25%以上の団体…一部の地方債発行が制限される。

35%以上の団体…さらに制限の度合いが高まる。

○将来負担比率…負担を将来に先送りすることにより、将来的に財政悪化を生じないよう実質的な負債を捉えたものです。

全会計市債残高の推移

市債残高は増加の一途を辿っていましたが、平成 14、15 年度をピークに減少に転じています。

(単位: 百万円)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
一般会計	12,845	13,763	13,711	13,525	13,302	13,012	12,940	12,436	12,326	12,131	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	140	123	105	86	67	49	23	13	9	5	
バス事業特別会計			17	17	17	24	22	18	13	9	
下水道事業	農業集落排水施設事業	365	355	343	326	309	292	278	264	251	239
	公共下水道事業	3,671	3,945	4,023	3,987	4,044	4,078	4,060	3,976	3,867	3,774
東部地区工業用水道事業会計		44	62	101	102	102	102	99	97	93	
水道事業会計	1,256	1,260	1,243	1,238	1,218	1,219	1,204	1,173	1,146	1,114	
全会計合計	18,277	19,490	19,504	19,280	19,059	18,776	18,629	17,979	17,709	17,365	

